

第6回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月)13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 10人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

10番 荻田 光 11番 日南田 貴美 13番 桜井 陽子

14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

12番 吉儀 良弘

5. 議事録署名委員の指名 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件2筆)

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件4筆)

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件6筆)

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について(権利の移転)

第2 協議事項

(1) 令和4年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

(2) 令和4年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

(3) 土地改良事業参加資格交替申し出について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(1件1筆)

(4) 農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取について(回答)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時43分)

事務局 世羅町農業委員会第6回総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席してください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第6回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は10人です。5番安井委員さん、6番夏見委員さん、7番得納委員さん、12番吉儀委員さんが欠席ということで報告がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、9番 鈴木 義昭委員さん、10番 荻田 光委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集62ページをご覧ください。報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下2件3筆について議案集により報告。)報告については以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくをお願いします。

(議案第22号)

議長 それでは、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1件2筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第22号の内容「農地法第3条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	(渡) 相続財産清算のため (受) 経営規模を拡大するため	堀田 是竹 湯川	田2筆	4,602㎡

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、それでは報告申し上げます。6 月 17 日午前 9 時に、是竹委員、湯川委員、それと私 3 名で現地確認調査を行いました。当該農地は、元々■■■■の■■■■さんと言う方が所有されておられましたけども、■■■■さんが亡くなられて、その相続人の■■■■さん、その方も亡くなられたということで、■■■■さんが以前からこの農地を管理して耕作をしておられました。今回、清算人の方との話が出来まして、譲り受けて今後とも引き続き、農業経営をする、ということでございます。面積は、4,602 m²、場所は■■■■の■■■■さんがありますが、その下の方でございまして、町道に面した農地でございます。■■■■さんは、若い時から認定農業者でもありますし、規模を拡大して栽培をするということで、非常に結構な事だと思っております。3 人ともそういう意見でございました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 23 号)

議長 それでは、議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(2 件 4 筆) を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 7 ページをご覧ください。議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 23 号の内容「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別
■■■■	田 1 筆 266 m ²	車庫等 (始末書提出)	勝見・黒木啓・藤高	現況：畑 第 3 種農地 農振地域外
■■■■	宅地 2 筆 田 1 筆 1,456.36 m ²	共同住宅 (アパート)	湯川・是竹・堀田	現況：田 第 2 種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により1件目について説明。)

議長 はい、1件目について勝見委員さんより報告をお願いいたします。

勝見委員 はい、先日19日に黒木委員さん、藤高委員さんと3人で現地調査をいたしました。写真にあるように現地は防草シートによって完全に覆われ、何も栽培されてないという様な状況でありまして、特に、転用することについては、問題ないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。使用、名称、目的、堆肥置き場ということになってますけど、堆肥、異臭とかいうのは問題ないということでしょうか。

議長 はい、事務局の方から。

事務局 はい、異臭問題、臭いの関係につきましてはですね、シート等を被せてですね、臭い等が発生しにくい様な状態にするということで確認の方させていただいております。以上です。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 ほかに、ありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、本件について現場確認を6月17日9時40分ころ堀田委員さん、是竹委員さん、それから私3人で行いました。これは、2枚目に地図があるんですが、■■■■のどこから旧道の■■■■の国道で、■■さん宅と■■さん宅の両方から入られる道があるんですが、どちらから入ってちょうど、■■さん方の裏になります。先程も説明にあったように、建物が、共同住宅が建っております。それからその北側には■■■■が、ずらりと並んでおります。その間ということでございます。これは、今建つとる地盤で建つらしいんで、造成、盛り土、ああいうものは一切ございません。ですから、土砂の流出、崩壊等は、ないと思われまして。周辺の農地は道路を隔てて向こう側でございますので支障はないと思います。用水は町の公共水道を使用、雨水は町道の側道、側溝へ流すということです。汚水、生活排水は合併層の浄化槽で排水は集落の排水溝、これは、町道の側溝へ流すということでございます。ということで、一応、問題ないということで確認いたしました。これはちょっと余談ですが、西の方へ、

ここへ立てって西の方へ、今テレビでもやっとります、コウノトリが巣をかけて、3羽一生懸命育てております。ということで、住みよいところです。住宅が出来るということで、良しとしたことです。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第24号)

議長 続きまして、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3件6筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集29ページをご覧ください。議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田2筆 1,146㎡	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 1,837㎡	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田3筆 1,479㎡	太陽光発電設備	堀田・是竹・湯川	第3種農地 農振地域外

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目について藤高委員さんより報告をお願いいたします。

藤高委員 はい、それでは説明させていただきます。先ほど事務局の方から説明がありましたので、その場所なんですけども、3名で現地確認をさせていただきとります。現地は、■■■■■から■■■■■に行く方向、■■■■■から約300メートル位北側の所です。30ページです。場所は、青で塗ってある所が■■■■■です。それで農地を挟んで、■■■■■に走ります国道■■■■■号の間の農地になっております。で、現況の写真につきましては、32ページでご確認ください。被害防除措置計画なんですけども、造成については現状のまま利用さ

れるということで、土砂等の流出もないということです。周辺の農地の影響はありません。用水は必要なしです。雨水については、██████へ直接放流になるということでございます。その他の欄として、法面を含め、年、2から3回草刈りを実施されるということです。防草シートを張られるということでございます。現地確認をした日付なんです、月曜日で19日に3名で現地確認を済ませていただいて、現況を確認して問題ないということで本日報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい、2番の██████さんの件で行吉が報告いたします。6月18日4時より黒木委員、勝見委員の3名で現地確認を行いました。場所は41ページです。41ページの、██████へ██████から██████へ入られて、二つ目の██████を右へ入って700m位ですかね入って、また右へ100m位入った、この前太陽光の申請が出た隣位ですかね、近くです。ここの田、畑ですかね、田圃か、田圃ですが、3・4年前までは夫婦で野菜を作っておられたんですけども、なんか体調を壊されて、今は耕作されていない状態でした。電柵、丁度、見に行った時に電柵をしとられたんですが、息子さんが全部外されて、前の日に外したということで、もう、イノシシが入って掘り返しておりましたが、今、そういう状態でした。3名の意見としては、「仕方ないのかな」という感じですよ。ここの全部一帯が、もう耕作してない、耕作をされていない所あります。また、太陽光が出るのかなという様な感じのところですよ。審議の程、ひとつよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について説明。)

議長 はい、3件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、6月17日午前9時40分頃に是竹委員、湯川委員と私で現地確認を行いましたので報告をいたします。現地は国道■■■号線と■■■から■■■へ抜ける、■■■の旧道との交差点から北側へ■■■の南側、利用されていない■■■がありますが、その一角の三角形の所でございます。53ページ、54ページの写真がありますが、この一角は、4筆7枚の圃場があります。今回、申請されたのはこの内、■■■番地、■■■番地、■■■番地の3筆が5条申請で、太陽光発電用地として譲渡されるとの申請であります。現地を確認しましたところ、申請地は雑草が繁茂しておりました。残りの■■■番地は草刈りをしてございました。以前、この一帯に雑草が生い茂り、イノシシの住処になって困っているとの近隣からの苦情がありまして、事務局より所有者に連絡を取っていただき、その後、年に1回は草刈りをされてきました。一般的には、農地の現状を見ましたところ草が生い茂り、管理も出来ないのであれば、太陽光発電もやむを得ないかと思われます。ただし、この農地は、令和元年11月に、■■■の方から申請者へ農地法第3条の申請により、譲渡されたものであります。この時、私と是竹委員、茶谷委員の3名で現地確認をいたしておりますが、■■■の遠方から、経営規模拡大のため、農地を取得されるとのことでした。農機具はどの様にされるのか、どの様な営農計画を持っておられるのか、事務局に確認しました。回答は路を植える。30aの路の団地が出来るとの話でございました。推進委員として、どの様な路の栽培がなされるのか、期待をしておりました。しかし、令和元年11月以降、今日に至るまで、作物を栽培された形跡はございません。そして今回、5条申請であります。農地法第3条で審査された中身、内容はどこへいったのでしょうか。農地へ農機具倉庫を建った場合、届けを怠れば始末書の提出を求められております。農地法3条申請の書類さえ整えば、提出しておけば、年数が経過すればスループアスで良いのでしょうか。農業委員の皆さんのご判断をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい。太陽光、3条申請で行われたということで、仕方ないこともあるのかなと思いますけど、今の隣の農地、■■■は、適切な管理を今後もしていけるのかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、隣接されています農地につきましては今後、適切に管理を行うということが一つとですね、先ほど堀田委員さんからもありましたとおり、3条許可で出ている以上は、基本的には今後、耕作をしていただくのが通常であるということでお話の方はさせていただいておる次第でございます。

堀田委員 付け加えます。■■■、これは、日当たりが悪いから、発電には向かないんです。

議長 ほかにも、質疑、意見はありませんか。

議長 はい、4番委員さん。

4番 4番上野です。完成がここにうたってありますけど8月31日、これ、今から2か月余りなんですけど、これはここに書いてある場合、遅延とか何とかあったら、また申請を出されるんですか。この前も9月、9月はまだいいかも、8月31日という2か月ちょっとあるか。うたってある場合遅延があったり完成が遅れた場合どうなるんですか。

議長 はい、事務局から。

事務局 はい、この度許可妥当と判断していただきましたら、許可証と合わせて工事期間内に完了しない場合は農業委員会への手続き等が必要になりますので、完了しない場合は、履行延期の承認申請を提出して下さい。と言うことを、依頼文書に、許可の要件の中にはいりますので、履行が延びるようであれば、そういった物を提出していただくようになります。これに限らずですが、はい。

議長 はい、10番委員さん。

10番 まあ、この3件太陽光ですけど、4月から条例、世羅町の太陽光の条例、始まるんでしょう。この対象の案件でしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 太陽光発電に伴う転用につきましては、全て該当案件でございまして、先程荻田委員さんからもありましたように、4月からガイドラインの方制定させていただいて、許可申請書と合わせて、譲受人の誓約書並びに近隣の方の承諾書を合わせて提出の方していただいております。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 はい、ほかにはありませんか。

8番 はい。

議長 はい、8番委員さん。

8番 あの、先ほど推進委員さんの説明にもありましたけど、3条申請で農地を取得して、一定の期間を経過したら別に転用していくというのは、やむを得ずということがあれば、仕方がないというふうには考えますが、ずっと放置したままで経過をし、経過をしたら直ぐ変えるというやり方というのは、今後にあまりいい影響を与えないんじゃないかなというふうなことを感じます。そこらのところの精査と言うのはなかなか難しいと思いますけども、しっかり目を光らせておかなければならない内容かなという気がします、以上です。

議長 はい事務局何か。

事務局 はい、国の方からの指導もございまして、基本的に広島県では3条申請で取得後、3年3作ということが義務付けではないんですが、されておられましたが、その関係について、そこは適正ではないということで、国の方から通達というか、そういった指導が来ております。その関係で、3条取得であったとしても、もう3年3作を待たずとも転用する時には致し方ないというようなところが国の見解でございますが、町の農業委員会といたしましては、どうしても

そういったところは、記入がしてあるにしても 3 条取得として要件に該当するかどうかということと、農業機械を持っているかどうか、ということも含めて申請時には、農業が出来る状態なのかというのは、常に確認させていただいて、それに難しいという説明がつかない様であれば、基本的には不受理というか、そういったところは再度検討してもらいたいということで、事務局の段階でご本人さんの方へお返しさせていただいている様な状態です。以上です。

議長 よろしいですか。

8 番 分かりました。

議長 はい、9 番委員さん。

9 番 先ほど言われたのと同じことだったのですが、今後の思惑なり、そういうことで今後出て来るような可能性も、前々から私も思っていたんですが、やっぱりこういうことになるというふうに感じました。そこら辺も、農業委員会での審査というのが、益々難しい判断を問われるというようなことにもなるんじゃないかと思いますが、この説明を堀田さんから受けて、堀田さんの思いがかなりあるところが感じられる部分ですが、3 条からの色々な手続きの関係で思ったところがあったら、今後のためにも聞かせてもらいたいということも私はありますし、それから、聞き漏らしたかもわからないのですが、このパネルをすることによって、近隣の了解というものはとられているんでしょうか。雑草の件もありましたんで、特に住宅街ということになれば、こういうことは特に気をつけて行かないといけないと思います。これは、業者が管理をきちんとすることになっているか懸念します。

議長 はい。

堀田委員 ひとこと言わせてもらえれば、先ほども申しましたところが、3 条申請した時の、内容、どこにいったのか、全く履行されていない、それを 5 条へスルツときている。何らかの釈明が、経営が出来なかったんだったら、出来なかったことの釈明というものがあってしかるべきではないか。私は思います。

議長 はい、これについて事務局何かあれば。

事務局 基本的には、3 条で許可は出ておりますが、先ほど私が申しました通り、3 年 3 作等の要件もございませんので、基本的には管理されているというのが、私も大前提だと思います、その際には合わせて管理等、現地確認の不明な所に関しては、直ぐには出来ないのということで、お話は譲り受け人等を通して、させていただいている様な状態ではございます。先程、鈴木委員さんからもございました通り、隣地の方の承諾につきましては、承諾書の方提出していただいております、押印とかをしていただいた承諾書とかを提出していただいておりますので、そういった所につきましては今後、所有権が移転する [REDACTED] [REDACTED] におきまして管理等はされるというふうに確認の方はさせていただきます。以上です。

議長 この件につきましては、堀田委員さんからも指摘がありましたけれども、どのように、当委員会としてですね、出来るかということは、別の機会にまた、

議論をしたいというふうには思います。ただ、申請を受ける時、申請をされる方はですね、善意の第三者と言いましょか、善意の方というところまえたでの申請の受理になって行こうかと思うんですよね。最初から疑ってかかるということは、恐らく出来ないんであろうと、いうふうに思われます。そうしますと、「3年3作分かってますね。」「ええ分かってますよ、やりますよ。」いうふうな回答があればですね、我々とすれば認めざるを得ないという形になろうかとは思いますが、ここにどのような網をかけていくかということが、今後の課題かなと今、議論聞かせていただいて思った訳です。太陽光についてもガイドライン作りましたけれども、こういったものも含めてですね、今後この対策を少しやってほしいな、考えていかざるを得ないと思われまます。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。私、これで最後なんで、言わせてもらえば、一つは顛末書くらいつけた方が良くないかと思うんですよ。なぜ、農業が出来なかったか。いうのをですね、ひとつ、こちらも理由書きになる、ただ転売するとかいうその様子に書かないとは思いますが、なぜそうなったかというのを農業委員会としても知っても良いんじゃないかと思えますんで、そういうのをご提案したいと思えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他にはありませんか。

議長 よろしいでしょうか。

議長 はい、それでは質疑終わりましたので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 ちょっとここで休憩をとらせてもらっていいですか。止めてもらって。

(休憩 14:21分)

議長 それでは会議を再開します。 (再開 14:31分)

議長 それでは採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はいありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第25号)

議長 それでは、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、失礼します。それではまず、別冊議案第25号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画の集計を概略説明。)

甲山地区 5筆 9,508㎡ 世羅地区 1筆 934㎡

世羅西地区 1筆 455㎡ 合計 7筆 10,897㎡

主な理由としましては、相続人での管理が難しい等の理由によるものです。以

上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はいどうも、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。

(議案第 26 号)

議長 続きます。議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、続きます。別冊議案第 26 号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成」について、農地中間管理機構を通じた契約の集積になります。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明。)

甲山地区 14 筆 9,902 ㎡ 世羅地区 1 筆 2,077 ㎡

合 計 15 筆 11,979 ㎡

理由につきましては、管理者が高齢である。また、遠方で管理が難しいというものになっております。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、8 番委員さん。

8 番 はい、8 番宮丸です。一括方式の分の 3 ページですけど、3 番の設定する利用権と言うのが、開始が 5 年 7 月 1 日で終わりが 6 年 12 月 31 日と言うのは、非常に期間が短いんですが、これはどういうこと。

議長 では、事務局の方から。

事務局 はい、この周期が短いのに關しましては、他の利用権設定の關係もございまして、こちらと周期を統一したい、合わせたいということがございましたので、この筆につきましては、令和 6 年 12 月 31 日となっております。

8 番 はい、わかりました。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はいどうも、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 27 号)

議長 続きます。議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について(権利の移転)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)の作成について」広島県農地中間管理事業事務処理要領が改正されたため、今回初めての案件となります。農地中間管理機構を通じた集積計画のうち、権利の移転が生じた場合、農業委員会に意見聴取を行うものです。今回の転貸は、世羅地区で 8 筆 12,295 m²となっております。失礼しました。2 ページをお開きください。こちらの内訳ですが、6 筆 10,103 m²が「(農)くろぶち」から(株)やさい工房くろぶちへ、2 筆 2,192 m²が(株)恵から個人の方へと転貸をされております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしく申し上げます。

(議長交代・3 番 折元 文則)

(議長交代 14 時 50 分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「令和 4 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」及び協議事項(2)「令和 4 年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」は、関連がありますので一括で協議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊の協議事項(1)(2)をご覧ください。今回、協議事項で挙げさせていただいております、協議事項(1)と(2)につきましては、昨年度、農業委員会による、最適化活動の推進等についてという事で、農林水産省の経営局長の方から通知の方がございまして、昨年度から、活動記録簿等の記載等の依頼の方、させていただいておりましたものを含めてですね、昨年度までなかったんですが、令和 4 年度から、そういったものを点検・評価するということがございました。その中で、点検・評価につきましては、参考資料として添付をさせていただいておりますものの、3 ページ目の 4 最適化活動の点検・評価結果等の報告につきましては、各、農業委員会は推進委員及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価を

実施する。というようなことがございましたので、この度の総会で、協議事項として挙げさせていただいております。詳細につきましては、農業委員会の最適化活動の推進等の一部改正ということで、参考資料を事前に送らせていただいておりますので、こちらの方でご確認していただけたらと思います。では、協議事項（１）につきまして、ご説明の方させていただきます。こちらにつきましては、通常でありますと各委員さんから提出された、点検評価結果をですね、農業委員会の方でそれぞれかけて、個別ごとに集計して、農業委員会において協議するというようになっておりますが、事務の実施方法につきましては、事務局の方で、別紙様式３を総会用に別途まとめて、それにつきまして諮るということで、実施方法で行うということが、農林水産省の方から、連絡等がございましたので、それに合わせてもらって、整理の方、させていただいております。またそれにともなって、総会の方で出された意見につきましても、農業委員会事務局の方で、実際こういう形ではないかということで記入の方、させていただいております。まず、最初の協議事項（１）の１ページ目ですが、こちらにつきましては、担当区域として旧甲山地区ということで、委員の区分は農業委員３名、推進委員７名計１０名ということで合計で挙げさせていただいております。活動日数につきましては合計で５１２日、それぞれ、農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動につきましては、表記されている日数の通りでございます。こちらにつきましては先ほどお話をいただいた通り、活動記録簿を提出していただいたものに関して、集計をそれぞれさせていただいて挙げさせていただいております。その中で自己の点検・評価についてですが、成果目標及び達成状況は記載の通りでございます。自己の点検・評価につきましては、日々最適化活動を行う事を意識して活動日誌に記録したが、活動項目の選択が分からない所や他の仕事のため、記入する時間がないなど、活動日誌の記録になれる必要があると感じた。ということで、これは、旧甲山町、旧世羅町、旧世羅西町の所にも、全て活動実績として同じような事が挙げさせていただいております。成果実績につきましては、遊休農地は山麗や機構借り受け基準を満たさない農地が多かったが、所有者等により管理され、解消された。ということでございます。こちらにつきましては、昨今までは、新型コロナウイルスの関係で、町外へ出られた方が、なかなか帰れなかった部分がございますが、昨年度からそういったところも、緩んできたというところもございまして、そういった方は帰られて、管理等されたというのもございますし、意向調査の結果としてですね、それぞれの方へ通知を送らせてもらった中で、自己管理するというところで回答していただきましたところについては、ほとんどが解消されているということでございます。２番目の農業委員会による点検・評価でございますが、全体としての評価でございますが、目標をやや下回る結果となっております。こちらの点数につきましては、協議事項（１）の４ページ目に挙げさせていただいておりますが、一番上が旧甲山につきましては、合計点数がそれぞれ最適化活動の日数等の件数を換算させていただいたら７点ということになりますので、こちらは１５点未満で

ざいますとD評価ということになりますので、目標をやや下回る結果となったということになっております。総会で出された意見といたしまして整理させていただいているのは、活動日数目標は達成できなかったが、利用状況調査以外の農地パトロール強化の結果、遊休農地面積が減少し目標を達成することが出来た。と、成果目標については、農地の受け手の掘り起こしが困難であった。今後は地域計画に係る意向調査の中で掘り起こしを行う必要がある。ということ意見として記載させていただいております。続いて2ページ目ですが、こちらが旧世羅地区の関係でございます。担当区域は旧世羅地区、委員の区分は農業委員8名、推進委員16名の合計24名でございます。最適化活動の実施状況は、活動日数は24名合計で1,428日活動していただいております。成果目標等達成状況は、確認をしていただきまして、2番目の自己点検・評価及び3番目の農業委員会による点検・評価につきましては先ほどの旧甲山地区と同様でございます。続いて3ページ目をご覧ください。こちらが旧世羅西地区になります。委員の区分は農業委員3名、推進委員8名の合計11名です。最適化活動の実施状況は、活動日数は597日です。成果目標等達成状況は、記載の通りでございます。自己点検・評価及び農業委員会による点検・評価につきましては先ほどの2地区と同様でございます。続いて4ページ目ですが、先程お話をさせていただいた、旧甲山、旧世羅、旧世羅西のそれぞれの日数の関係を挙げさせていただいておりますので、計算につきましてはこちらの方をご覧ください。また、5ページ目からにつきましては、それぞれの表1については15点未満となりますので、目標を（やや）下回る結果となった。ということでございます。表2につきましては、それぞれの地区での農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進等、後、活動日数目標等でございます。こちらにつきましては、令和4年度については、目標を月6日ということで目標の設定しておりましたが、なかなか目標6日、月6日ということが達成できなかったこともございますので、目標を下回ったということで2点となっております。また、6日未満の場合であると月当たりの最適化活動が年間平均日数が6日未満の場合は0点となりますので、こちらにつきましては0点ということで加算の方がされております。これが協議事項(1)でございまして、協議事項(2)の令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価ということで、これは農業委員会全体の関係でございます。こちらにつきましては、(1)の最適化活動の成果目標といたしまして、農地の集積ということで、実績といたしまして、集積面積が1,525㎡ということで今年度末の集積が47.1%ということになります。続いて遊休農地の解消ですが、こちらにつきましては、緑区分の解消、目標は当初30haの5分の1ということで6haとさせていただきましたが、ほぼほぼ解消が出来ておりますので30とさせていただいております。新規発生解消面積は令和4年度は目標は、ありませんでしたので0。新規参入の促進といたしまして、同意公表面積11haということで挙げさせていただいておりますが実際は、実測適用させていただきまして8haということになっております。最適化活動の活動目標でございますが、最

適化活動を行う農業委員が 14 名、最適化推進委員が 31 名、推進委員が最適化活動を行う日数目標は 6 日ということでさせていただいてましたが、実際、平均日数実績は 5 日ということでございます。活動強化月間は目標 3 か月（3 回）ということで挙げさせていただいていたものが、それぞれ活動が出来ましたので 3 回で挙げさせていただいております。（3）新規参入の相談会への参加でございますが、目標で 1 を計上させていただいてますが、新型コロナウイルス等の関係でございます、関係者等入場制限がございましたので農業委員会としては参加の方が出来ませんでしたので 0 回ということになっております。農業委員会の点検・評価、3 番目の点検・評価等でございますが、これは、1 ページめくっていただいて 2 ページ目に、目標の達成状況の評語の適用方法ということで、点数をそれぞれ挙げさせていただいております。合計点数が 10 点以上 15 点未満となりますので、農業委員会全体といたしましては、目標に対して期待を上回る結果が得られたということになっております。推進委員等の点検表の結果欄ですが、目標に対して期待通り結果が得られた人数が 1 人、やや下回る結果となったということが 44 人でございます。これに伴って、協議事項（2）の 3 ページ目から実施状況の公表ということで、先ほどの全体の数字を基に挙げさせていただいているものの関係を挙げさせていただいておりますので、総会の方で協議していただいて OK ということでございましたらこれを広島県就農支援課、農地中間管理機構また、世羅町の方へ提出をするという様な運びとなっております。続いて 8 ページ目ですが、事務の実施状況といたしまして、総会が年 12 回、役員会が年 12 回でございます。農地法第 3 条に基づく許可事務ですが 1 年間の処理件数が 40 件、内許可を 40 件しております。総会開催時の公表は、ホームページで公表しております。農地転用に関する事務でございますが、1 年間の処理件数は 65 件、内、許可相当としたものが 65 件でございます。違反転用への対応ということで、こちらにつきましては、転用面積がないということで計上させていただいておりますので、昨年度と同様でございます。主な説明は以上です。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 それでは協議事項（3）「土地改良事業参加資格交替申し出について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項（3）「土地改良事業参加資格交替申し出について」こちらにつきましては、県営土地改良事業（区画整理事業■■■■地区）に係る土地改良区の設立申請に、通常だと 15 人以上の発起人が必要となるが、この発起人となるのは事業参加資格者であり、土地改良法上では原則耕作者となっております。この度、発起人候補者が、事業予定区域内の農地全てを既に法人に預けている場合は、事業参加資格者（耕作者）として発起人になることが出来ません。こ

の度■■■■氏が、土地改良法第3条第1項第2号に基づく耕作者（使用収益権者）として事業に参加しておられて、「世羅町■■■■土地改良区」設立総会（令和2年3月22日開催）において、理事に承認されておられますが、■■■■氏の農用地において、利用権を合意解約、令和4年2月11日に■■■■が新たに利用権設定・耕作されたことから、令和5年5月10日付けで組合員資格得喪通知が世羅町■■■■土地改良区の方に提出されておられます。このため、■■■■氏は事業参加資格を喪失することになりますが、組合員各位から■■■■氏を引き続き事業参加者として、また、理事として尽力してもらいたいという強い要望があることから、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、事業参加者資格交替申出をすることによりまして、所有者が耕作者に代わって事業参加者資格を取得するということをごさいましたので、この度、■■■■が通常でありますと耕作者なので利用権利を持ちますが、この度のこうした交替申出をされることによって引き続き■■■■様が土地改良区の参加資格を取得されるというものでございます。こちらにつきましては、農業委員会での協議事項が必要な案件でございますので、この度、協議事項として挙げさせていただいております。以上です。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありますでしょうか。

議長 ありますでしょうか。

議長 はい、4番。

4番 はい、私、素人なんですけど、非常に理解しにくいですな。もうちょっと具体的に言ってもらえれば、あのなんか免許がなくなったから復活したとか。もうちょっと分かりやすい言葉というか、例題を出して言ってもらえると分かりやすいんですけど、言われていることは多分深く読めば分かるんだろうと思うんですけど、非常にこう原則してはいけない、理事になるとどうのこうのと言われているんですけどもう少し分かりやすく説明してもらえない方法はないんですかね。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、すみません。私も土地改良事業が専門ではないのですが、通常、土地改良区の発起人、理事等になるにあたっては、どうしても土地でありますと、原則として耕作者、基本的には所有者と耕作者が同じ方になるんですけど、そういったところで、誰かに作っていただいている方につきましては、その土地の理事とかには、なれない訳なんです。今回■■■■さんにつきましては、当初、設立総会の時には土地を借りて作られておられましたので、耕作者になっておられたので、理事の要件に合致してたんなんですけど、この度、その作られていた土地を合意解約されて返されたので、自分の土地、所有する農地が無くなったんです。その場合であると、今回でいうと■■■■さんが耕作者、自分の■■■■さん所有の農地については全てが、■■■■さんで耕作されておりますので、■■■■さんが参加資格者になるんですけど、この度、こう言った形で農業委員会の方へ交替の申し出をすることによって、協議してOKになることによって、■■■■さんが引き続き、事業参加資格を取得することが出来るということになります。

4番 今の流れでいくと、■さんではいけなくて、■さんにしたいということな
んよね。

事務局 はい、基本的には法人だと、事業参加資格者にはなれない。

4番 個人じゃないといけない。個人でないといけないからわざわざ。そういうこ
とか。

事務局 続いて理事としても、今後もしていただきたいということが、今も理事なん
です。

4番 農業委員会が通れば大丈夫ということ。

事務局 はい、交替申出については。

4番 非農家にとっては非常にわかりにくい話でした。

議長 はい、他にございますでしょうか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 続いて報告事項に移らせていただきます。報告事項(1)については冒頭に
報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出
書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」1件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求め
ます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」1件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取
について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取について(回
答)」報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農業相談について」3件報告。

議長 事務局からの報告が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いし
ます。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第6回世羅町農業委員
会総会を終了いたします。

(閉会 15時20分)